

●香川県告示第404号

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条第1項第4号の規定に基づき、同号に規定する図書等の審査を行う団体として、次の団体を平成24年8月22日に指定した。

また、同号に規定する当該団体が定める方法は、次のとおりである。

平成24年8月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人映像倫理機構	<p>次の例により、図書等の表面及びそのジャケット等に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div data-bbox="719 613 938 940"></div><div data-bbox="1054 613 1273 940"></div></div> <p style="text-align: center;">大きさ 縦23mm 横15mm</p>